

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 22 日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第 4 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 37 年千葉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「国民健康保険料事務又は国民年金保険料検認徴収事務」を「国民健康保険料徴収事務」に改め、同条第 9 号中「毒物、劇物取扱作業」を「有害物質取扱作業」に改め、同条中第 18 号から第 20 号までを削り、第 21 号を第 18 号とし、第 22 号から第 24 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 25 号及び第 26 号を削り、第 27 号を第 22 号とし、第 28 号から第 30 号までを削り、第 31 号を第 23 号とし、第 32 号を削り、第 33 号を第 24 号とし、第 34 号を第 25 号とし、同号の次に次の 1 号を加え、同条第 35 号を削る。

（26）災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当

第 3 条中「賦課又は」を削る。

第 4 条第 1 項各号を次のように改める。

（1）生活保護者相談等業務手当

（2）知的障害者相談等業務手当

（3）身体障害者相談等業務手当

（4）心身障害児相談等業務手当

（5）児童相談所に勤務する職員の相談等業務手当

（6）障害者相談センターに勤務する職員の相談等業務手当

第 4 条第 2 項中「生活保護者取扱手当」を「生活保護者相談等業務手当」に、「職員が、」を「職員が訪問による」に改め、同条第 3 項中「精神障害者取扱手当」を「知的障害者相談等業務手当」に、「職員が、」を「職員が訪問による」に改め、同条第 4 項中「身体障害者取扱手当」を「身体障害者相談等業務手当」に、「職員が、」を「職員が訪問による」に改め、同条第 5 項中「心身障害児取扱手当」を「心身障害

児相談等業務手当」に、「職員が、」を「職員が訪問による」に改め、同条第 6 項及び第 7 項を削り、同条第 8 項中「児童取扱手当」を「児童相談所に勤務する職員の相談等業務手当」に、「職員が、」を「職員が訪問による」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「障害者取扱手当」を「障害者相談センターに勤務する職員の相談等業務手当」に、「職員が、」を「職員が訪問による」に改め、同項を同条第 7 項とする。

第 4 条の 2 の見出し中「国民健康保険料事務又は国民年金保険料検認徴収事務」を「国民健康保険料徴収事務」に改め、同条第 1 項中「国民健康保険料事務」を「国民健康保険料徴収事務」に改め、「賦課又は」を削り、同条第 2 項を削る。

第 5 条中「処理又は収容」を「収容又は救護」に改める。

第 6 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 感染症等作業手当
- (2) エックス線取扱手当
- (3) 精神障害者移送等業務手当
- (4) 犬取扱作業手当

第 6 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「感染症作業手当」を「感染症等作業手当」に改め、同項第 1 号中「感染症（」を「感染症若しくは結核（」に、「「感染症」を「「感染症等」に改め、「患者若しくは感染症の疑のある患者の」を削り、「検診」の次に「、診療、看護、療養指導」を加え、同項第 2 号中「感染症」を「感染症等」に、「疑」を「疑い」に改め、同項第 3 号中「疑」を「疑い」に改め、同項第 4 号中「感染症」を「感染症等」に改め、「検査」の次に「、検菌」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 3 項とし、第 8 項及び第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「精神障害者作業手当」を「精神障害者移送等業務手当」に、「護送」を「移送」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 1 1 項を削り、第 1 2 項を第 5 項とし、第 1 3 項を削る。

第 7 条の見出し中「毒物、劇物取扱作業」を「有害物質取扱作業」に改め、同条中「毒物、劇物取扱作業」を「有害物質取扱作業」に改め、「使用して」の次に「行う」を、「の作業」の次に「又はこれらに準ず

る作業で規則で定めるもの」を加える。

第 8 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とし、第 8 号を第 4 号とし、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「の取扱」を「の取扱い」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項から第 7 項までを削り、第 8 項を第 4 項とし、第 9 項を第 5 項とする。

第 9 条の 6 第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 1 0 条から第 1 2 条までを削り、第 1 3 条を第 1 0 条とし、第 1 3 条の 2 を第 1 1 条とし、第 1 4 条を第 1 2 条とし、第 1 5 条を第 1 3 条とし、第 1 6 条及び第 1 7 条を削り、第 1 8 条を第 1 4 条とし、第 1 9 条から第 2 1 条までを削り、第 2 1 条の 2 を第 1 5 条とし、第 2 1 条の 3 を削り、第 2 1 条の 4 を第 1 6 条とし、第 2 1 条の 5 を第 1 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第 1 8 条 災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が災害時において屋外で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

第 2 1 条の 6 を削り、第 2 2 条を第 1 9 条とする。

第 2 3 条中「第 2 1 条の 6 」を「第 1 8 条」に改め、同条を第 2 0 条とし、第 2 4 条から第 2 6 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

別表第 2 第 1 項中

「

徴収専従	日額 1 6 0 円以上 2 7 0 円以下で規則で定める額
その他	日額 1 0 0 円

を

」

「

徴収専従	日額 2 4 0 円以上 4 1 0 円以下で規則で定める額
------	--------------------------------

に

」

改め、同表第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

(2) 社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護者相談等業務	日額 1 8 0 円
	知的障害者相談等業務	日額 1 8 0 円
	身体障害者相談等業務	日額 1 8 0 円
	心身障害児相談等業務	日額 1 8 0 円
	児童相談所相談等業務	日額 1 8 0 円
	障害者相談センター相談等業務	日額 1 8 0 円
(3) 国民健康保険料徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	徴収専従	日額 1 8 0 円

別表第 2 第 4 項中「 1 2 0 円」を「 1 8 0 円」に改め、同表第 5 項中「

徴収専従	日額 1 2 0 円	を	徴収専従	日額 1 8 0 円	に改め、
その他	日額 1 0 0 円				

同表第 6 項中「行旅死亡人取扱」を「行旅死亡人収容」に、「 1 , 0 0 0 円」を「 1 , 5 0 0 円」に、「行旅病人取扱」を「行旅病人救護」に、「 5 8 0 円」を「 8 7 0 円」に改め、同表第 7 項を次のように改める。

(7) 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症等作業	日額 1 5 0 円
	エックス線取扱い	日額 1 8 0 円
	精神障害者移送等業務	日額 1 8 0 円
	犬取扱作業	日額 1 8 0 円

別表第 2 第 8 項中「 3 , 3 0 0 円」を「 3 , 4 0 0 円」に、「 2 , 9 0 0 円」を「 3 , 3 0 0 円」に改め、同表第 9 項中「毒物、劇物取扱作業」を「有害物質取扱作業」に、「毒物、劇物の取扱」を「有害物質の取扱い等」に、「 1 2 0 円」を「 2 0 0 円」に改め、同表第 1 0 項を次のように改める。

(10) 不快な業務に従事	し尿・清掃作業	日額 5 0 0 円
-----------------	---------	------------

する職員の特殊勤務 手当	動物取扱作業	日額 2 0 0 円 以上 2 8 0 円 以下で規則で 定める額
	管渠調査又は検査	日額 1 8 0 円
	し尿処理施設検査	日額 1 8 0 円

別表第 2 第 1 1 項中「1 2 0 円」を「1 5 0 円」に改め、同表第 1 2 項中「1 5 0 円」を「2 3 0 円」に改め、同表第 1 3 項中「月額 4 , 0 0 0 円」を「日額 1 9 0 円」に改め、同表第 1 4 項中「月額 2 , 5 0 0 円」を「日額 1 1 0 円」に改め、同表第 1 5 項中「1 6 0 円」を「1 9 0 円」に改め、同表第 1 6 項中「月額 1 1 2 , 0 0 0 円」を「日額 5 , 3 0 0 円」に、「月額 8 9 , 0 0 0 円」を「日額 4 , 2 0 0 円」に、「月額 7 2 , 0 0 0 円」を「日額 3 , 4 0 0 円」に、「月額 5 5 , 0 0 0 円」を「日額 2 , 6 0 0 円」に、「月額 5 6 , 0 0 0 円」を「日額 2 , 6 0 0 円」に、「月額 3 3 , 0 0 0 円」を「日額 1 , 5 0 0 円」に、「月額 1 2 , 0 0 0 円」を「日額 5 0 0 円」に、

「

搭乗	搭乗 1 時間につき 2 , 0 0 0 円
空中機外活動	出勤 1 回につき 2 , 1 0 0 円

を

」

「

空中機外活動	出勤 1 回につき 2 , 1 0 0 円
--------	-----------------------

に改め、

」

同表第 1 8 項から第 2 0 項までを削り、同表第 2 1 項中「第 1 3 条第 1 号ア」を「第 1 0 条第 1 号ア」に、「第 1 3 条第 1 号イ」を「第 1 0 条第 1 号イ」に、「第 1 3 条第 2 号」を「第 1 0 条第 2 号」に、「第 1 3 条第 4 号」を「第 1 0 条第 4 号」に、「第 1 3 条第 5 号」を「第 1 0 条第 5 号」に改め、同項を同表第 1 8 項とし、同表第 2 2 項を同表第 1 9 項とし、同表第 2 3 項中「1 2 0 円」を「2 0 0 円」に改め、同項を同

表第 2 0 項とし、同表第 2 4 項中「 1 2 0 円」を「 1 8 0 円」に改め、同項を同表第 2 1 項とし、同表第 2 5 項及び第 2 6 項を削り、同表第 2 7 項中「 1 2 0 円」を「 1 8 0 円」に改め、同項を同表第 2 2 項とし、同表第 2 8 項から第 3 0 項までを削り、同表第 3 1 項中「 2 , 0 0 0 円以内で規則で定める額」を「 4 , 0 0 0 円」に改め、同項を同表第 2 3 項とし、同表第 3 2 項を削り、同表第 3 3 項を同表第 2 4 項とし、同表第 3 4 項中「 1 2 0 円」を「 1 8 0 円」に改め、同項を同表第 2 5 項とし、同表第 3 5 項を削り、同表に次のように加える。

(2 6) 災害時の外勤作業 に従事する職員の特 殊勤務手当	災害時における屋外作業	日額 2 5 0 円
--	-------------	------------

附 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。